

一 制 定・改 廃 の 概 要 一

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 24 年 3 月 30 日・東京都条例第 77 号

1 概要

(1) 改正理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 23 年法律第 105 号。以下「第二次一括法」という。）の施行による騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）等の改正に伴い、騒音を規制する地域の指定権限等が特別区及び市町村に移譲されるため、工場等に適用する規制基準に係る規定を改めるほか、所要の改正を行う必要がある。

(2) 改正内容

ア 民法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 61 号）の施行による民法（明治 29 年法律第 89 号）の改正に伴い、未成年者の法定代理人に法人を選任することができるようになるため、検証機関の登録の申請書に記載する事項に、未成年者である検証機関登録申請者の法定代理人である法人の名称、代表者の氏名及び役員の氏名並びに主たる事務所の所在地を加える（第 8 条の 7 第 1 項第 5 号関係）。

イ 民法等の一部を改正する法律の施行による民法の改正に伴い、検証機関の登録の拒否の要件に、未成年者である検証機関登録申請者の法定代理人である法人の役員に条例第 8 条の 9 第 1 項第 1 号から第 5 号までに該当する者がいる場合を加える（第 8 条の 9 第 1 項第 5 号関係）。

ウ 第二次一括法の施行による環境基本法及び騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）の改正に伴い、環境基本法第 16 条第 2 項の規定に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定及び騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域の指定を、特別区の長又は市の長が行う場合に対応するため、規定を改める（別表第 7 ～ 5 の項の表関係）。

エ 第二次一括法の施行による振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）の改正に伴い、同法

第3条第1項の規定に基づく地域の指定を、特別区の長又は市の長が行う場合に対応するため、規定を改める（別表第7-6の項の表関係）。

オ 第二次一括法の施行による悪臭防止法（昭和46年法律第91号）の改正に伴い、同法第3条の規定に基づく地域の指定を、特別区の長又は市の長が行う場合に対応するため、規定を改める（別表第7-7の項の表関係）。

2 施行日

平成24年4月1日

3 問合せ先

(1) 2(1)ア及びイについて

環境局都市地球環境部総量削減課排出量取引係

直通 03-5388-3465

内線 42-171

(2) 2(1)ウからオまでについて

環境局環境改善部計画課基準担当

直通 03-5388-3482

内線 42-331